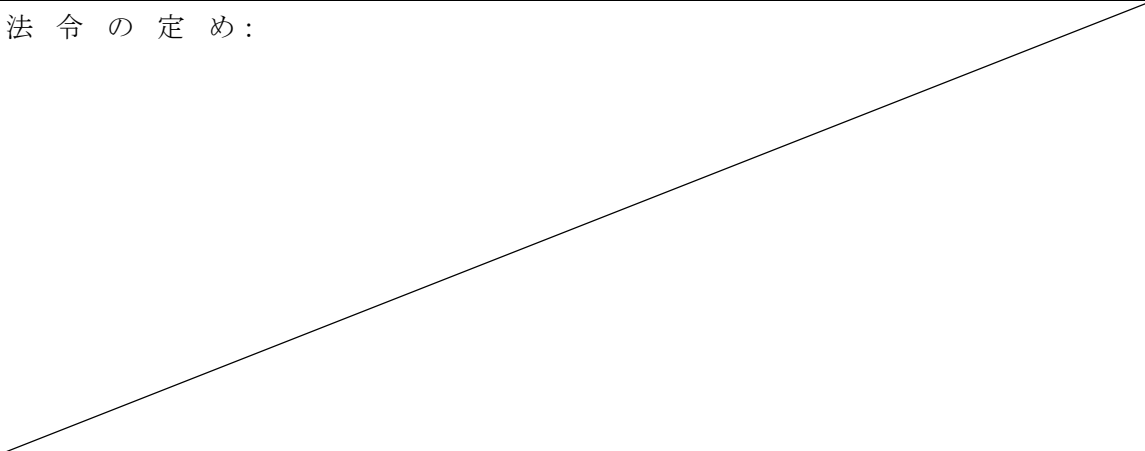


処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第23条
処 分 概 要：質物等の保管命令
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 
処 分 基 準： 質屋が所持している物品が盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物品の保管命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品と当該質物が同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種の物品に係る財産犯の被疑者である場合、当該質物の品目、価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、社会通念上、盗品等又は遺失物であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第17条
処 分 概 要：金属くずの保管命令
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 金属くず商が取り扱っている物品が盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物品の保管命令を行うものとする。 なお、金属くず営業条例第17条の「盗品」とは、刑法第36章又は「盗品等ノ防止及処分ニ関スル法律」に規定する罪によって領得された動産をいい、詐欺、恐喝等の罪によって領得されたものは含まれない。また、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された盗品又は遺失物と当該金属くずが同一のものである可能性がある場合、当該金属くずを持ち込んだ者が同種の金属くずに係る盗品の被疑者である場合、当該金属くずの品目、価格、当該金属くず商の営業実態等から判断すれば当該金属くずが正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、社会通念上、盗品又は遺失物であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：